

件名	県立学校における授業料その他の費用の徴収条例及び県立高等学校における通信教育入学料及び聴講料の徴収条例の一部を改正する条例																											
主管課	高校教育課																											
根拠法令等	公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）																											
<p>【改正の概要】</p> <p>「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律」が施行されることに伴い、現行の授業料不徴収制度を廃止し、公立高等学校の生徒についても高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）の支給対象とした上で、新たに就学支援金の受給資格に所得制限を導入する制度へと見直しが行われることから、関係する条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>1 県立学校における授業料その他の費用の徴収条例の一部改正</p> <p>(1) 専攻科のみ徴収していた授業料を全課程で徴収するもの</p> <p>(2) 就学支援金の受給資格確認に係る期間を考慮し、授業料納付時期を改めるもの</p> <p>2 県立高等学校における通信教育入学料及び聴講料の徴収条例の一部改正</p> <p>(1) 入学料及び聴講料に加え、受講料を徴収するもの</p> <p>(2) 就学支援金の受給資格確認に係る期間を考慮し、受講料納付時期を改めるもの</p>																												
施行日	平成26年4月1日																											
<p>【その他参考事項】</p> <p>○授業料の額</p> <table border="0"> <tr> <td rowspan="5">高等学校</td> <td rowspan="2">全日制の課程</td> <td>年額</td> <td>118,800円</td> </tr> <tr> <td>定時制の課程</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">単位制による課程</td> <td>年額</td> <td>32,400円</td> </tr> <tr> <td>以外の課程</td> <td></td> </tr> <tr> <td>単位制による課程</td> <td>1単位につき</td> <td>1,740円</td> </tr> <tr> <td>専攻科</td> <td>年額</td> <td>118,800円</td> </tr> <tr> <td>中等教育学校の後期課程</td> <td></td> <td>年額</td> <td>118,800円</td> </tr> </table> <p>○受講料の額</p> <table border="0"> <tr> <td>高等学校</td> <td>通信制の課程</td> <td>1単位につき</td> <td>336円</td> </tr> </table>				高等学校	全日制の課程	年額	118,800円	定時制の課程		単位制による課程	年額	32,400円	以外の課程		単位制による課程	1単位につき	1,740円	専攻科	年額	118,800円	中等教育学校の後期課程		年額	118,800円	高等学校	通信制の課程	1単位につき	336円
高等学校	全日制の課程	年額	118,800円																									
		定時制の課程																										
	単位制による課程	年額	32,400円																									
		以外の課程																										
	単位制による課程	1単位につき	1,740円																									
専攻科	年額	118,800円																										
中等教育学校の後期課程		年額	118,800円																									
高等学校	通信制の課程	1単位につき	336円																									